

令和4年2月1日提出

令和4年3月市議会定例会 議案参考資料

(その2)

木 更 津 市

令和４年３月市議会定例会議案参考資料目録（その２）

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 １ ５ 号	附属機関設置条例の新旧対照表	１
議 案 第 １ ６ 号	職員の給与に関する条例の新旧対照表 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表	２
議 案 第 １ ７ 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表	１５
議 案 第 １ ８ 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表	１７
議 案 第 １ ９ 号	木更津市国民健康保険税条例の新旧対照表	１９
議 案 第 ２ ０ 号	木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	２８
議 案 第 ２ １ 号	木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の 新旧対照表	２９
議 案 第 ２ ２ 号	木更津市景観条例の新旧対照表	３０
議 案 第 ２ ３ 号	木更津市消防団条例の新旧対照表	３３
議 案 第 ２ ４ 号	貸付理由等概要	３５
議 案 第 ２ ５ 号	貸付理由等概要	３６
議 案 第 ２ ６ 号	譲渡理由等概要	３７
議 案 第 ２ ７ 号	譲渡理由等概要	３８

新旧対照表

○議案第 1 5 号 附属機関設置条例の一部を改正する条例

新						旧					
附属機関設置条例						附属機関設置条例					
昭和34年 9 月 28 日 条例第28号						昭和34年 9 月 28 日 条例第28号					
別表（第 3 条）						別表（第 3 条）					
附属機関						附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
略						略					
木更津市総合 計画審議会	総合計画の策定につい て審議し、必要な事項 を市長に答申し、又は 建議すること	略	1 学識経験者 2 関係団体を 代表する者 3 公募	略	略	都市総合開発 審議会	総合開発に関する対策 を審議し、必要な事項 を市長に答申し、又は 建議すること	略	学識経験者	略	略
略						略					

新旧対照表

○議案第16号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新										旧								
職員の給与に関する条例										職員の給与に関する条例								
昭和26年 3 月26日 条例第 8 号										昭和26年 3 月26日 条例第 8 号								
(初任給、昇給及び昇格)										(初任給、昇給及び昇格)								
第 4 条 略										第 4 条 略								
2 略										2 略								
3 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（職務の級が 7 級以上である職員にあつては、 3 号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。										3 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（職務の級が 6 級以上である職員にあつては、 3 号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。								
4 ～ 8 略										4 ～ 8 略								
(管理職手当)										(管理職手当)								
第12条の 2 略										第12条の 2 略								
2 前項に規定する管理職手当の額は、これを受ける職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の20を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。										2 前項に規定する管理職手当の額は、これを受ける職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額に100分の15を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。								
3 略										3 略								
(期末手当)										(期末手当)								
第18条 略										第18条 略								
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。										2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の112.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。								
(1) ～ (4) 略										(1) ～ (4) 略								
3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。										3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」とする。								
4 ～ 6 略										4 ～ 6 略								
別表第 1 （第 3 条第 1 項）										別表第 1 （第 3 条第 1 項）								
行政職給料表										行政職給料表								
(単位：円)																		
職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級		職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級

給 号	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800

給 号	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
1	146,100	195,500	231,500	289,700	319,200	362,900	379,400	408,100
2	147,200	197,300	233,100	291,900	321,400	365,500	381,800	410,500
3	148,400	199,100	234,600	294,000	323,700	367,900	384,200	413,000
4	149,500	200,900	236,200	296,000	325,900	370,500	386,600	415,400
5	150,600	202,400	237,600	297,900	328,100	372,400	389,000	417,300
6	151,700	204,200	239,300	300,000	330,100	374,900	391,400	419,600
7	152,800	206,000	240,800	302,200	332,300	377,200	393,800	421,700
8	153,900	207,800	242,400	304,200	334,500	379,700	396,200	423,900
9	154,900	209,400	243,500	306,100	336,400	382,100	398,600	425,900
10	156,300	211,200	245,000	308,400	338,600	384,800	401,000	428,000
11	157,600	213,000	246,600	310,600	340,600	387,400	403,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	312,900	342,800	390,100	405,800	432,200
13	160,100	216,200	249,400	315,000	344,600	392,500	408,100	433,900
14	161,600	218,000	250,800	317,100	346,600	394,800	410,500	435,700
15	163,100	219,700	252,100	319,300	348,600	397,000	413,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	321,400	350,600	399,400	415,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	323,300	352,300	401,200	417,300	441,600
18	167,400	224,900	256,500	325,300	354,300	403,200	419,600	443,400
19	168,900	226,500	258,200	327,300	356,100	405,100	421,700	445,200
20	170,400	228,100	260,000	329,300	358,000	406,900	423,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	331,000	359,900	408,800	425,900	448,700
22	174,400	231,200	263,300	333,100	361,800	410,600	428,000	450,200
23	177,000	232,800	264,900	335,100	363,800	412,400	430,100	451,600
24	179,600	234,400	266,500	337,200	365,700	414,300	432,200	453,100
25	182,200	235,400	268,400	338,600	367,700	416,100	433,900	454,500
26	183,900	236,900	270,200	340,500	369,600	417,600	435,700	455,800
27	185,500	238,300	271,900	342,400	371,600	419,100	437,700	457,100
28	187,200	239,500	273,600	344,300	373,600	420,700	439,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	345,900	375,100	422,300	441,600	459,300
30	190,400	241,900	277,000	347,800	376,900	423,600	443,400	460,000
31	192,200	242,900	278,800	349,700	378,700	424,900	445,200	460,800

<u>32</u>	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	<u>461,500</u>
<u>33</u>	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	<u>462,200</u>
<u>34</u>	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	<u>463,000</u>
<u>35</u>	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	<u>463,700</u>
<u>36</u>	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	<u>464,300</u>
<u>37</u>	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	<u>464,800</u>
<u>38</u>	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	<u>465,400</u>
<u>39</u>	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	<u>466,000</u>
<u>40</u>	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	<u>466,600</u>
<u>41</u>	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	<u>467,100</u>
<u>42</u>	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	<u>467,600</u>
<u>43</u>	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	<u>468,000</u>
<u>44</u>	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	<u>468,300</u>
<u>45</u>	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	<u>468,600</u>
<u>46</u>	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>	
<u>47</u>	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>	
<u>48</u>	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>	
<u>49</u>	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>	
<u>50</u>	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>	
<u>51</u>	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	
<u>52</u>	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>	
<u>53</u>	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>	
<u>54</u>	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>	
<u>55</u>	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>	
<u>56</u>	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>	
<u>57</u>	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>	
<u>58</u>	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>	
<u>59</u>	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	
<u>60</u>	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	
<u>61</u>	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	
<u>62</u>	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>		
<u>63</u>	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>		
<u>64</u>	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>		

<u>32</u>	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	<u>446,900</u>	<u>461,500</u>
<u>33</u>	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	<u>448,700</u>	<u>462,200</u>
<u>34</u>	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	<u>450,200</u>	<u>463,000</u>
<u>35</u>	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	<u>451,600</u>	<u>463,700</u>
<u>36</u>	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	<u>287,400</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	<u>453,100</u>	<u>464,300</u>
<u>37</u>	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	<u>289,000</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	<u>454,500</u>	<u>464,800</u>
<u>38</u>	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	<u>290,700</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	<u>455,800</u>	<u>465,400</u>
<u>39</u>	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	<u>292,500</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	<u>457,100</u>	<u>466,000</u>
<u>40</u>	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	<u>294,300</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	<u>458,300</u>	<u>466,600</u>
<u>41</u>	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	<u>295,800</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	<u>459,300</u>	<u>467,100</u>
<u>42</u>	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	<u>297,500</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	<u>460,000</u>	<u>467,600</u>
<u>43</u>	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	<u>299,000</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	<u>460,800</u>	<u>468,000</u>
<u>44</u>	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	<u>300,600</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	<u>461,500</u>	<u>468,300</u>
<u>45</u>	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	<u>302,200</u>	<u>369,800</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	<u>462,200</u>	<u>468,600</u>
<u>46</u>	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	<u>303,900</u>	<u>371,000</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>	<u>463,000</u>	<u>468,900</u>
<u>47</u>	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	<u>305,500</u>	<u>372,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>	<u>463,700</u>	<u>469,200</u>
<u>48</u>	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	<u>307,200</u>	<u>373,400</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>	<u>464,300</u>	<u>469,500</u>
<u>49</u>	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	<u>308,100</u>	<u>374,600</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>	<u>464,800</u>	<u>469,800</u>
<u>50</u>	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	<u>309,600</u>	<u>375,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>	<u>465,400</u>	<u>470,100</u>
<u>51</u>	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	<u>311,100</u>	<u>377,000</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	<u>466,000</u>	<u>470,400</u>
<u>52</u>	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	<u>312,700</u>	<u>378,200</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>	<u>466,600</u>	<u>470,700</u>
<u>53</u>	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	<u>314,300</u>	<u>379,300</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>	<u>467,100</u>	<u>471,000</u>
<u>54</u>	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	<u>315,900</u>	<u>380,500</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>	<u>467,600</u>	<u>471,300</u>
<u>55</u>	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	<u>317,500</u>	<u>381,600</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>	<u>468,000</u>	<u>471,600</u>
<u>56</u>	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>382,700</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>	<u>468,300</u>	<u>471,900</u>
<u>57</u>	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>383,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>	<u>468,600</u>	<u>472,200</u>
<u>58</u>	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>384,800</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>	<u>468,900</u>	<u>472,500</u>
<u>59</u>	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>385,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	<u>469,200</u>	<u>472,800</u>
<u>60</u>	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>387,000</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	<u>469,500</u>	<u>473,100</u>
<u>61</u>	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>	<u>325,300</u>	<u>388,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	<u>469,700</u>	<u>473,400</u>
<u>62</u>	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>	<u>326,500</u>	<u>389,200</u>	<u>404,100</u>	<u>445,200</u>		<u>473,700</u>
<u>63</u>	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>	<u>327,700</u>	<u>390,400</u>	<u>404,400</u>	<u>445,500</u>		<u>474,000</u>
<u>64</u>	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>	<u>328,900</u>	<u>391,500</u>	<u>404,700</u>	<u>445,800</u>		<u>474,300</u>

<u>65</u>	<u>230, 100</u>	<u>281, 500</u>	<u>328, 200</u>	<u>366, 900</u>	<u>383, 300</u>	<u>405, 000</u>
<u>66</u>	<u>230, 800</u>	<u>282, 400</u>	<u>328, 600</u>	<u>367, 600</u>	<u>383, 900</u>	<u>405, 300</u>
<u>67</u>	<u>231, 700</u>	<u>283, 100</u>	<u>329, 300</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 500</u>	<u>405, 600</u>
<u>68</u>	<u>232, 700</u>	<u>284, 000</u>	<u>330, 100</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 100</u>	<u>405, 900</u>
<u>69</u>	<u>233, 400</u>	<u>285, 000</u>	<u>330, 900</u>	<u>369, 300</u>	<u>385, 500</u>	<u>406, 100</u>
<u>70</u>	<u>234, 000</u>	<u>285, 800</u>	<u>331, 600</u>	<u>369, 900</u>	<u>386, 000</u>	<u>406, 400</u>
<u>71</u>	<u>234, 500</u>	<u>286, 600</u>	<u>332, 300</u>	<u>370, 600</u>	<u>386, 500</u>	<u>406, 700</u>
<u>72</u>	<u>235, 200</u>	<u>287, 400</u>	<u>333, 000</u>	<u>371, 200</u>	<u>387, 100</u>	<u>407, 000</u>
<u>73</u>	<u>236, 000</u>	<u>288, 200</u>	<u>333, 500</u>	<u>371, 500</u>	<u>387, 400</u>	<u>407, 200</u>
<u>74</u>	<u>236, 600</u>	<u>288, 700</u>	<u>334, 100</u>	<u>372, 100</u>	<u>387, 800</u>	<u>407, 500</u>
<u>75</u>	<u>237, 200</u>	<u>289, 100</u>	<u>334, 600</u>	<u>372, 800</u>	<u>388, 200</u>	<u>407, 800</u>
<u>76</u>	<u>237, 700</u>	<u>289, 600</u>	<u>335, 200</u>	<u>373, 400</u>	<u>388, 600</u>	<u>408, 000</u>
<u>77</u>	<u>238, 400</u>	<u>289, 800</u>	<u>335, 500</u>	<u>373, 800</u>	<u>388, 900</u>	<u>408, 200</u>
<u>78</u>	<u>239, 100</u>	<u>290, 100</u>	<u>336, 000</u>	<u>374, 300</u>	<u>389, 200</u>	<u>408, 500</u>
<u>79</u>	<u>239, 800</u>	<u>290, 300</u>	<u>336, 400</u>	<u>374, 900</u>	<u>389, 500</u>	<u>408, 800</u>
<u>80</u>	<u>240, 300</u>	<u>290, 700</u>	<u>336, 900</u>	<u>375, 400</u>	<u>389, 800</u>	<u>409, 000</u>
<u>81</u>	<u>240, 800</u>	<u>290, 900</u>	<u>337, 300</u>	<u>375, 900</u>	<u>390, 000</u>	<u>409, 200</u>
<u>82</u>	<u>241, 500</u>	<u>291, 100</u>	<u>337, 800</u>	<u>376, 500</u>	<u>390, 300</u>	<u>409, 500</u>
<u>83</u>	<u>242, 200</u>	<u>291, 500</u>	<u>338, 300</u>	<u>377, 000</u>	<u>390, 600</u>	<u>409, 800</u>
<u>84</u>	<u>242, 900</u>	<u>291, 800</u>	<u>338, 800</u>	<u>377, 300</u>	<u>390, 800</u>	<u>410, 000</u>
<u>85</u>	<u>243, 500</u>	<u>292, 100</u>	<u>339, 100</u>	<u>377, 700</u>	<u>391, 000</u>	<u>410, 200</u>
<u>86</u>	<u>244, 200</u>	<u>292, 400</u>	<u>339, 500</u>	<u>378, 200</u>	<u>391, 300</u>	
<u>87</u>	<u>244, 900</u>	<u>292, 700</u>	<u>340, 000</u>	<u>378, 600</u>	<u>391, 600</u>	
<u>88</u>	<u>245, 600</u>	<u>293, 100</u>	<u>340, 400</u>	<u>379, 000</u>	<u>391, 800</u>	
<u>89</u>	<u>246, 100</u>	<u>293, 400</u>	<u>340, 700</u>	<u>379, 400</u>	<u>392, 000</u>	
<u>90</u>	<u>246, 600</u>	<u>293, 800</u>	<u>341, 100</u>	<u>379, 900</u>	<u>392, 300</u>	
<u>91</u>	<u>246, 900</u>	<u>294, 100</u>	<u>341, 600</u>	<u>380, 300</u>	<u>392, 600</u>	
<u>92</u>	<u>247, 300</u>	<u>294, 500</u>	<u>342, 000</u>	<u>380, 700</u>	<u>392, 800</u>	
<u>93</u>	<u>247, 600</u>	<u>294, 700</u>	<u>342, 200</u>	<u>381, 000</u>	<u>393, 000</u>	
<u>94</u>		<u>294, 900</u>	<u>342, 600</u>			
<u>95</u>		<u>295, 200</u>	<u>343, 100</u>			

<u>65</u>	<u>230, 100</u>	<u>281, 500</u>	<u>330, 100</u>	<u>392, 600</u>	<u>405, 000</u>	<u>446, 000</u>	<u>474, 500</u>
<u>66</u>	<u>230, 800</u>	<u>282, 400</u>	<u>331, 300</u>	<u>393, 800</u>	<u>405, 300</u>		
<u>67</u>	<u>231, 700</u>	<u>283, 100</u>	<u>332, 500</u>	<u>395, 000</u>	<u>405, 600</u>		
<u>68</u>	<u>232, 700</u>	<u>284, 000</u>	<u>333, 700</u>	<u>396, 100</u>	<u>405, 900</u>		
<u>69</u>	<u>233, 400</u>	<u>285, 000</u>	<u>334, 800</u>	<u>396, 800</u>	<u>406, 100</u>		
<u>70</u>	<u>234, 000</u>		<u>336, 000</u>	<u>397, 500</u>	<u>406, 400</u>		
<u>71</u>	<u>234, 500</u>		<u>337, 200</u>	<u>398, 200</u>	<u>406, 700</u>		
<u>72</u>	<u>235, 200</u>		<u>338, 400</u>	<u>398, 900</u>	<u>407, 000</u>		
<u>73</u>	<u>236, 000</u>		<u>339, 300</u>	<u>399, 500</u>	<u>407, 200</u>		
<u>74</u>	<u>236, 600</u>		<u>340, 500</u>	<u>400, 100</u>	<u>407, 500</u>		
<u>75</u>	<u>237, 200</u>		<u>341, 600</u>	<u>400, 600</u>	<u>407, 800</u>		
<u>76</u>	<u>237, 700</u>		<u>342, 700</u>	<u>401, 000</u>	<u>408, 000</u>		
<u>77</u>			<u>343, 800</u>	<u>401, 400</u>	<u>408, 200</u>		
<u>78</u>			<u>344, 900</u>	<u>401, 700</u>	<u>408, 400</u>		
<u>79</u>			<u>346, 000</u>	<u>402, 000</u>	<u>408, 600</u>		
<u>80</u>			<u>347, 100</u>	<u>402, 300</u>	<u>408, 800</u>		
<u>81</u>			<u>348, 200</u>	<u>402, 600</u>	<u>408, 900</u>		
<u>82</u>			<u>349, 600</u>	<u>402, 900</u>			
<u>83</u>			<u>351, 100</u>	<u>403, 200</u>			
<u>84</u>			<u>352, 600</u>	<u>403, 500</u>			
<u>85</u>			<u>354, 200</u>	<u>403, 800</u>			
<u>86</u>			<u>355, 000</u>	<u>404, 100</u>			
<u>87</u>			<u>356, 200</u>	<u>404, 400</u>			
<u>88</u>			<u>357, 200</u>	<u>404, 700</u>			
<u>89</u>			<u>358, 100</u>	<u>405, 000</u>			
<u>90</u>			<u>359, 200</u>	<u>405, 300</u>			
<u>91</u>			<u>360, 100</u>	<u>405, 600</u>			
<u>92</u>			<u>361, 200</u>	<u>405, 900</u>			
<u>93</u>			<u>362, 100</u>	<u>406, 100</u>			
<u>94</u>			<u>362, 800</u>				
<u>95</u>			<u>363, 500</u>				

<u>96</u>		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>							<u>96</u>			<u>364,200</u>						
<u>97</u>		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>							<u>97</u>			<u>364,600</u>						
<u>98</u>		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>							<u>98</u>			<u>365,200</u>						
<u>99</u>		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>							<u>99</u>			<u>365,900</u>						
<u>100</u>		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>							<u>100</u>			<u>366,600</u>						
<u>101</u>		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>							<u>101</u>			<u>366,900</u>						
<u>102</u>		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>							<u>102</u>			<u>367,600</u>						
<u>103</u>		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>							<u>103</u>			<u>368,300</u>						
<u>104</u>		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>							<u>104</u>			<u>369,000</u>						
<u>105</u>		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>							<u>105</u>			<u>369,300</u>						
<u>106</u>		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>							<u>106</u>			<u>369,900</u>						
<u>107</u>		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>							<u>107</u>			<u>370,600</u>						
<u>108</u>		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>							<u>108</u>			<u>371,200</u>						
<u>109</u>		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>							<u>109</u>			<u>371,500</u>						
<u>110</u>		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>							<u>110</u>			<u>372,100</u>						
<u>111</u>		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>							<u>111</u>			<u>372,800</u>						
<u>112</u>		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>							<u>112</u>			<u>373,400</u>						
<u>113</u>		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>							<u>113</u>			<u>373,800</u>						
<u>114</u>		<u>301,000</u>																	
<u>115</u>		<u>301,300</u>																	
<u>116</u>		<u>301,700</u>																	
<u>117</u>		<u>301,900</u>																	
<u>118</u>		<u>302,100</u>																	
<u>119</u>		<u>302,400</u>																	
<u>120</u>		<u>302,700</u>																	
<u>121</u>		<u>303,100</u>																	
<u>122</u>		<u>303,300</u>																	
<u>123</u>		<u>303,600</u>																	
<u>124</u>		<u>303,900</u>																	
<u>125</u>		<u>304,200</u>																	
再任用	<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	<u>389,900</u>		再任用	<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	<u>389,900</u>	<u>389,900</u>	

職 員								
任期付								
職 員	154, 900	195, 500	227, 800	257, 500	274, 800	294, 200	325, 600	361, 000
職 員								

別表第 2 （第 3 条第 2 項）

級別基準職務表

職務の 級	基準となる職務
略	
7 級	次長又は <u>困難な業務を行う課長</u> の職務
6 級	課長、課長補佐又は主幹の職務
5 級	<u>困難な業務を行う係長</u> 又は副主幹の職務
略	

職 員								
任期付								
職 員	154, 900	195, 500	227, 800	274, 800	294, 200	325, 600	361, 000	361, 000
職 員								

別表第 2 （第 3 条第 2 項）

級別基準職務表

職務の 級	基準となる職務
略	
7 級	次長又は <u>参事</u> の職務
6 級	課長又は主幹の職務
5 級	<u>課長補佐</u> 又は副主幹の職務
略	

新旧対照表

○議案第16号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
令和元年 9 月 26 日
条例第 15 号

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 13 条 給与条例第 18 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項、第 18 条の 2 並びに第 18 条の 3 の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第 18 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは、「100 分の 125」と読み替えるものとする。

2 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 24 条 給与条例第 18 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項、第 18 条の 2 並びに第 18 条の 3 の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第 18 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 125」と、給与条例第 18 条第 4 項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

別表第 1（第 4 条）

ア 行政職給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額

旧

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
令和元年 9 月 26 日
条例第 15 号

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 13 条 給与条例第 18 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項、第 18 条の 2 並びに第 18 条の 3 の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第 18 条第 2 項中「100 分の 112.5」とあるのは、「100 分の 127.5」と読み替えるものとする。

2 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 24 条 給与条例第 18 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項、第 18 条の 2 並びに第 18 条の 3 の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。この場合において、給与条例第 18 条第 2 項中「100 分の 112.5」とあるのは「100 分の 127.5」と、給与条例第 18 条第 4 項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

別表第 1（第 4 条）

ア 行政職給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額

<u>1</u>	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>
<u>2</u>	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>
<u>3</u>	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>
<u>4</u>	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>
<u>5</u>	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>
<u>6</u>	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>
<u>7</u>	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>
<u>8</u>	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>
<u>9</u>	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>
<u>10</u>	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>
<u>11</u>	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>
<u>12</u>	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>
<u>13</u>	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>
<u>14</u>	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>
<u>15</u>	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>
<u>16</u>	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>
<u>17</u>	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>
<u>18</u>	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>
<u>19</u>	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>
<u>20</u>	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>
<u>21</u>	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>
<u>22</u>	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>
<u>23</u>	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>
<u>24</u>	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>
<u>25</u>	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>
<u>26</u>	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>
<u>27</u>	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>
<u>28</u>	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>
<u>29</u>	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>
<u>30</u>	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>
<u>31</u>	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>
<u>32</u>	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>
<u>33</u>	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>

<u>1</u>	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>
<u>2</u>	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>
<u>3</u>	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>
<u>4</u>	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>
<u>5</u>	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>
<u>6</u>	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>
<u>7</u>	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>
<u>8</u>	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>
<u>9</u>	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>
<u>10</u>	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>
<u>11</u>	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>
<u>12</u>	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>
<u>13</u>	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>
<u>14</u>	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>
<u>15</u>	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>
<u>16</u>	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>
<u>17</u>	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>
<u>18</u>	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>
<u>19</u>	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>
<u>20</u>	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>
<u>21</u>	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>
<u>22</u>	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>
<u>23</u>	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>
<u>24</u>	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>
<u>25</u>	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>
<u>26</u>	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>
<u>27</u>	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>
<u>28</u>	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>
<u>29</u>	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>
<u>30</u>	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>
<u>31</u>	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>
<u>32</u>	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>
<u>33</u>	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>

<u>34</u>	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>
<u>35</u>	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>
<u>36</u>	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>
<u>37</u>	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>
<u>38</u>	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>
<u>39</u>	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>
<u>40</u>	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>
<u>41</u>	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>
<u>42</u>	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>
<u>43</u>	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>
<u>44</u>	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>
<u>45</u>	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>
<u>46</u>	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>
<u>47</u>	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>
<u>48</u>	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>
<u>49</u>	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>
<u>50</u>	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>
<u>51</u>	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>
<u>52</u>	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>
<u>53</u>	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>
<u>54</u>	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>
<u>55</u>	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>
<u>56</u>	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>
<u>57</u>	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>
<u>58</u>	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>
<u>59</u>	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>
<u>60</u>	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>
<u>61</u>	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>
<u>62</u>	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>
<u>63</u>	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>
<u>64</u>	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>
<u>65</u>	<u>230,100</u>	<u>281,500</u>
<u>66</u>	<u>230,800</u>	<u>282,400</u>
<u>67</u>	<u>231,700</u>	<u>283,100</u>

<u>34</u>	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>
<u>35</u>	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>
<u>36</u>	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>
<u>37</u>	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>
<u>38</u>	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>
<u>39</u>	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>
<u>40</u>	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>
<u>41</u>	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>
<u>42</u>	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>
<u>43</u>	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>
<u>44</u>	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>
<u>45</u>	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>
<u>46</u>	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>
<u>47</u>	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>
<u>48</u>	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>
<u>49</u>	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>
<u>50</u>	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>
<u>51</u>	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>
<u>52</u>	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>
<u>53</u>	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>
<u>54</u>	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>
<u>55</u>	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>
<u>56</u>	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>
<u>57</u>	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>
<u>58</u>	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>
<u>59</u>	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>
<u>60</u>	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>
<u>61</u>	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>
<u>62</u>	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>
<u>63</u>	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>
<u>64</u>	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>
<u>65</u>	<u>230,100</u>	<u>281,500</u>
<u>66</u>	<u>230,800</u>	<u>282,400</u>
<u>67</u>	<u>231,700</u>	<u>283,100</u>

<u>68</u>	<u>232,700</u>	<u>284,000</u>
<u>69</u>	<u>233,400</u>	<u>285,000</u>
<u>70</u>	<u>234,000</u>	<u>285,800</u>
<u>71</u>	<u>234,500</u>	<u>286,600</u>
<u>72</u>	<u>235,200</u>	<u>287,400</u>
<u>73</u>	<u>236,000</u>	<u>288,200</u>
<u>74</u>	<u>236,600</u>	<u>288,700</u>
<u>75</u>	<u>237,200</u>	<u>289,100</u>
<u>76</u>	<u>237,700</u>	<u>289,600</u>
<u>77</u>	<u>238,400</u>	<u>289,800</u>
<u>78</u>	<u>239,100</u>	<u>290,100</u>
<u>79</u>	<u>239,800</u>	<u>290,300</u>
<u>80</u>	<u>240,300</u>	<u>290,700</u>
<u>81</u>	<u>240,800</u>	<u>290,900</u>
<u>82</u>	<u>241,500</u>	<u>291,100</u>
<u>83</u>	<u>242,200</u>	<u>291,500</u>
<u>84</u>	<u>242,900</u>	<u>291,800</u>
<u>85</u>	<u>243,500</u>	<u>292,100</u>
<u>86</u>	<u>244,200</u>	<u>292,400</u>
<u>87</u>	<u>244,900</u>	<u>292,700</u>
<u>88</u>	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>
<u>89</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>
<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>
<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>
<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>
<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>
<u>94</u>		<u>294,900</u>
<u>95</u>		<u>295,200</u>
<u>96</u>		<u>295,600</u>
<u>97</u>		<u>295,800</u>
<u>98</u>		<u>296,100</u>
<u>99</u>		<u>296,500</u>
<u>100</u>		<u>296,900</u>
<u>101</u>		<u>297,100</u>

<u>68</u>	<u>232,700</u>	<u>284,000</u>
<u>69</u>	<u>233,400</u>	<u>285,000</u>
<u>70</u>	<u>234,000</u>	
<u>71</u>	<u>234,500</u>	
<u>72</u>	<u>235,200</u>	
<u>73</u>	<u>236,000</u>	
<u>74</u>	<u>236,600</u>	
<u>75</u>	<u>237,200</u>	
<u>76</u>	<u>237,700</u>	

<u>102</u>		<u>297,400</u>
<u>103</u>		<u>297,800</u>
<u>104</u>		<u>298,100</u>
<u>105</u>		<u>298,300</u>
<u>106</u>		<u>298,600</u>
<u>107</u>		<u>299,000</u>
<u>108</u>		<u>299,300</u>
<u>109</u>		<u>299,500</u>
<u>110</u>		<u>299,900</u>
<u>111</u>		<u>300,300</u>
<u>112</u>		<u>300,600</u>
<u>113</u>		<u>300,800</u>
<u>114</u>		<u>301,000</u>
<u>115</u>		<u>301,300</u>
<u>116</u>		<u>301,700</u>
<u>117</u>		<u>301,900</u>
<u>118</u>		<u>302,100</u>
<u>119</u>		<u>302,400</u>
<u>120</u>		<u>302,700</u>
<u>121</u>		<u>303,100</u>
<u>122</u>		<u>303,300</u>
<u>123</u>		<u>303,600</u>
<u>124</u>		<u>303,900</u>
<u>125</u>		<u>304,200</u>

イ 発達相談員給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
<u>1</u>	<u>317,100</u>	<u>364,200</u>
<u>2</u>	<u>319,300</u>	<u>365,500</u>
<u>3</u>	<u>321,400</u>	<u>366,400</u>
<u>4</u>	<u>323,300</u>	<u>367,500</u>

イ 発達相談員給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
<u>1</u>	<u>317,100</u>	<u>364,200</u>
<u>2</u>	<u>319,300</u>	<u>365,500</u>
<u>3</u>	<u>321,400</u>	<u>366,400</u>
<u>4</u>	<u>323,300</u>	<u>367,500</u>

<u>5</u>	<u>325,300</u>	<u>368,600</u>
<u>6</u>	<u>327,300</u>	<u>370,300</u>
<u>7</u>	<u>329,300</u>	<u>371,200</u>
<u>8</u>	<u>331,000</u>	<u>373,000</u>
<u>9</u>	<u>333,100</u>	<u>373,800</u>

ウ 外国語指導助手給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
<u>1</u>	<u>373,800</u>	<u>414,300</u>
<u>2</u>	<u>374,600</u>	<u>416,100</u>
<u>3</u>	<u>376,100</u>	<u>417,600</u>
<u>4</u>	<u>377,500</u>	<u>419,100</u>
<u>5</u>	<u>378,200</u>	<u>420,700</u>

エ 市税等徴収指導員給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級
号給	給料月額
<u>1</u>	<u>368,600</u>
<u>2</u>	<u>370,300</u>
<u>3</u>	<u>371,200</u>
<u>4</u>	<u>373,000</u>
<u>5</u>	<u>373,800</u>

<u>5</u>	<u>325,300</u>	<u>368,600</u>
<u>6</u>	<u>327,300</u>	<u>369,800</u>
<u>7</u>	<u>329,300</u>	<u>371,000</u>
<u>8</u>	<u>331,000</u>	<u>372,200</u>
<u>9</u>	<u>333,100</u>	<u>373,400</u>

ウ 外国語指導助手給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
<u>1</u>	<u>373,400</u>	<u>414,300</u>
<u>2</u>	<u>374,600</u>	<u>416,100</u>
<u>3</u>	<u>375,800</u>	<u>417,600</u>
<u>4</u>	<u>377,000</u>	<u>419,100</u>
<u>5</u>	<u>378,200</u>	<u>420,700</u>

エ 市税等徴収指導員給料表

(単位：円)

職務 の級	1 級
号給	給料月額
<u>1</u>	<u>368,600</u>
<u>2</u>	<u>369,800</u>
<u>3</u>	<u>371,000</u>
<u>4</u>	<u>372,200</u>
<u>5</u>	<u>373,400</u>

新旧対照表

○議案第16号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 平成26年3月15日 条例第4号 （昇給の特例） 2 当分の間、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第4条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第4項中「職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が7級以上である職員にあつては、3号給）」とあるのは、「2号給（職務の級が6级以上である職員にあつては、1号給）」とする。 3 略	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 平成26年3月15日 条例第4号 （昇給の特例） 2 当分の間、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第4条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第4項中「職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が6级以上である職員にあつては、3号給）」とあるのは、「2号給（職務の級が5级以上である職員にあつては、1号給）」とする。 3 略

新旧対照表

○議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新					旧					
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年 3 月30日 条例第 8 号					特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年 3 月30日 条例第 8 号					
別表第 3 （第 2 条第 1 項・第 4 条第 3 項） (単位：円)					別表第 3 （第 2 条第 1 項・第 4 条第 3 項） (単位：円)					
職名		種別	報酬額		職名		種別	報酬額		
略					略					
埋火葬許可事務嘱託員		日	埋火葬許可申請書 1 件につ き		100	火葬場事務嘱託員		日	死体火葬済の証明 1 件につ き	100
						埋火葬許可・火葬場使用許可 事務嘱託員			埋火葬許可申請書 1 件につ き 火葬場使用許可申請書 1 件 につき	100 100
証明交付事務嘱託員		日	証明書等交付申請書 1 件に つき		100	証明交付事務嘱託員		日	住民票の交付請求書 1 件に つき 印鑑登録証明申請書 1 件に つき	100 100
						第 2 期君津地域広域廃棄物 処理施設整備運営事業者選 定委員会委員		日	委員長 委員	30,000 25,000
略					略					
消防団員	階級	団長	年	82,500	消防団	団長	年	260,000		
		副団長	年	69,000		副団長	年	166,000		
		分団長	年	50,500		分団長	年	119,000		
		副分団長	年	45,500		副分団長	年	54,000		
		部長	年	37,000		部長	年	35,000		
		班長	年	37,000		班長	年	28,000		
		団員（木更津 市消防団条例 （昭和30年木	年	36,500		団員	年	27,000		

			更津市条例第66号) 第2条 第3項の大規模災害部団員を除く。)	
	<u>出動</u>	<u>火災出動</u>	<u>日</u>	8,000
				従事した時間が4時間未満の場合 4,000
		<u>風水害等出動</u>	<u>日</u>	8,000
				従事した時間が4時間未満の場合 4,000
		<u>警戒出動</u>	<u>日</u>	3,500
		<u>訓練出動</u>	<u>日</u>	3,500
		<u>その他の出動</u>	<u>日</u>	3,500
略				

新旧対照表

○議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略

新旧対照表

○議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 （職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。	木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 （職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

新旧対照表

○議案第19号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号 (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得割額) 第4条 略 (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額) 第6条 略 (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額) 第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 24,000円 (2)・(3) 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第15条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第3条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。	木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第4条 略 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第6条 略 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第23条において同じ。）以外の世帯 24,000円 (2)・(3) 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第8条 第3条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る</u>基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第15条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第3条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,000円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ・エ 略

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,000円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) 略

ウ・エ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4

額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）～（ウ） 略 ウ・エ 略 （3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）～（ウ） 略 ウ・エ 略	3万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）～（ウ） 略 ウ・エ 略 （3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）～（ウ） 略 ウ・エ 略
2 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> （1） <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 次に	

掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,000円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 5,000円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,500円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,500円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 4,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」及び」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である

者に係るものに限る。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第

者に係るものに限る。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中

「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4

条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条第4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)	14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び<u>第23条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)	15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び<u>第23条</u>において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第23条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)
16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世	16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世

帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。
---	---

新旧対照表

○議案第 2 0 号 木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新		旧	
木更津市保育園の設置及び管理に関する条例		木更津市保育園の設置及び管理に関する条例	
昭和62年 3 月 27 日 条例第14号		昭和62年 3 月 27 日 条例第14号	
別表（第 3 条）		別表（第 3 条）	
名称	位置	名称	位置
木更津市立桜井保育園	木更津市桜井新町五丁目 6 番地 3	木更津市立桜井保育園	木更津市桜井新町五丁目 6 番地 3
木更津市立中郷保育園	木更津市十日市場162番地の 1	木更津市立中郷保育園	木更津市十日市場162番地の 1
木更津市立わかば保育園	木更津市大和三丁目 2 番 4 号	木更津市立わかば保育園	木更津市大和三丁目 2 番 4 号
略		木更津市立久津間保育園	木更津市久津間1084番地
		略	

新旧対照表

○議案第 2 1 号 木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例 平成13年12月21日 条例第30号 (法第34条第11号の条例で指定する土地の区域) 第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号の<u>全て</u>に該当する土地の区域とする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まない土地の区域</u> (法第34条第12号の条例で定める開発行為) 第5条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。 (1)～(5) 略 <u>2 前項各号に掲げる開発行為は、政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まないものとする。</u> (政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物) 第6条 政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物は、<u>前条</u>に規定する開発行為に係る予定建築等の要件に該当する建築物とする。	木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例 平成13年12月21日 条例第30号 (法第34条第11号の条例で指定する土地の区域) 第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号の<u>すべて</u>に該当する土地の区域とする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域</u> (法第34条第12号の条例で定める開発行為) 第5条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。 (1)～(5) 略 (政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物) 第6条 政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物は、<u>第5条各号</u>に規定する開発行為に係る予定建築等の要件に該当する建築物とする。

新旧対照表

○議案第22号 木更津市景観条例の一部を改正する条例

新	旧				
木更津市景観条例 平成27年12月16日 条例第37号 (法第16条第7項第11号の条例で定める行為) 第13条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域（同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域を除く。）における行為又は別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。	木更津市景観条例 平成27年12月16日 条例第37号 (法第16条第7項第11号の条例で定める行為) 第13条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域（同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域を除く。）における行為又は次に掲げる行為とする。 (1) 次のいずれにも該当しない建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更 ア 地盤面からの高さが10メートルを超える建築物 イ 建築面積が500平方メートルを超える建築物 (2) 次のいずれにも該当しない工作物の新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更 ア 設置面からの高さが6メートルを超える煙突 イ 設置面からの高さが15メートルを超える鉄柱、コンクリート柱又は鉄塔 ウ 地盤面からの高さが2メートルを超え、かつ、総延長が20メートルを超える擁壁 (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為であって、開発区域の面積が3,000平方メートル未満のもの				
別表（第13条） <table> <tr> <th>区分</th><th>行為</th></tr> <tr> <td>重点地区以外</td><td>(1) 次のいずれにも該当しない建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更</td></tr> </table>	区分	行為	重点地区以外	(1) 次のいずれにも該当しない建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更	
区分	行為				
重点地区以外	(1) 次のいずれにも該当しない建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更				

	<u>ア 地盤面からの高さが10メートルを超える建築物</u> <u>イ 建築面積が500平方メートルを超える建築物</u> <u>(2) 次のいずれにも該当しない工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更</u> <u>ア 設置面からの高さが6メートルを超える煙突</u> <u>イ 設置面からの高さが15メートルを超える鉄柱、コンクリート柱又は鉄塔</u> <u>ウ 地盤面からの高さが2メートルを超え、かつ、総延長が20メートルを超える擁壁</u> <u>(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為であつて、同条第13項に規定する開発区域の面積が3,000平方メートル未満のもの</u>
重点地区	<u>(1) 次のいずれにも該当しない工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の更新若しくは変更</u> <u>ア 設置面からの高さが6メートルを超える煙突</u> <u>イ 設置面からの高さが15メートルを超える鉄柱、コンクリート柱又は鉄塔</u> <u>ウ 地盤面からの高さが2メートルを超え、かつ、総延長が20メートルを超える擁壁</u> <u>エ 高さが1メートルを超える自動販売機その他これに類するもの</u> <u>オ 高さが4メートルを超える装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</u> <u>カ 駐車場の用途に供するもので屋根のないもの</u>

	<u>キ 土地に設置される太陽光発電設備（建築物に設置するものを除く。）</u> <u>（２） 都市計画法第４条第12項に規定する開発行為であつて、同条第13項に規定する開発区域の面積が500平方メートル未満のもの</u>	
--	---	--

新旧対照表

○議案第23号 木更津市消防団条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市消防団条例 昭和30年10月1日 条例第66号 (団員の種類) <u>第2条 消防団に置く団員は、基本団員及び機能別団員とする。</u> <u>2 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。</u> <u>3 機能別団員は、従事すべき消防事務の範囲を限定して任用される団員であつて、女性部団員、学生部団員及び大規模災害部団員より構成するものとする。</u> (任命) 第3条 略 (大規模災害部団員の任期) <u>第4条 大規模災害部団員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u> (定員) 第5条 団員の定員は、570人以内とする。 <u>2 団員の種類ごとの定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) 基本団員 450人以内 (2) 機能別団員 120人以内（女性部団員は20人以内、学生部団員は20人以内、大規模災害部団員は80人以内とする。） 第6条～第10条 略 (報酬の支給方法) 第11条 団員（大規模災害部団員を除く。）には、<u>年額報酬</u>を、年2回に分けて9月及び3月に支給する。ただし、新任者には、任命の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、退職者又は死亡した場合には、その事実が生じた日に属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）分までの月割計算により支給する。 2 団員が消防の任務のため出動したとき又は訓練のため出動したときは、<u>出動報酬</u>を、4月から6月までの分を8月に、7月から9月までの分を11月に、10月から12月までの分を翌年の2月に、1月から3月までの分を5月に支給する。 (貸与) 第12条 略	木更津市消防団条例 昭和30年10月1日 条例第66号 (任命) 第2条 略 (定員) 第3条 団員の定員は、<u>団長以下600人以内とする。</u> 第4条～第8条 略 (報酬及び手当) 第9条 団員には、<u>報酬</u>を、年2回に分けて9月及び3月に支給する。ただし、新任者には、任命の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、退職者又は死亡した場合には、その事実が生じた日に属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）分までの月割計算により支給する。 2 団員が消防の任務のため出動したとき又は訓練のため出動したときは、<u>別表に掲げる額の手当を年4回に分けて支給する。</u> (貸与) 第10条 略 <u>別表（第9条第2項）</u> 手当支給表

<u>区分</u>	<u>支給単位</u>	<u>金額</u>
<u>火災出動手当</u>	<u>1 回</u>	<u>1, 800円</u>
<u>風水害出動手当</u>	<u>1 回</u>	<u>1, 800円</u>
<u>警戒出動手当</u>	<u>1 回</u>	<u>1, 400円</u>
<u>訓練出動手当</u>	<u>1 回</u>	<u>1, 400円</u>
<u>その他出動手当</u>	<u>1 回</u>	<u>1, 400円</u>

議案第24号 貸付理由等概要

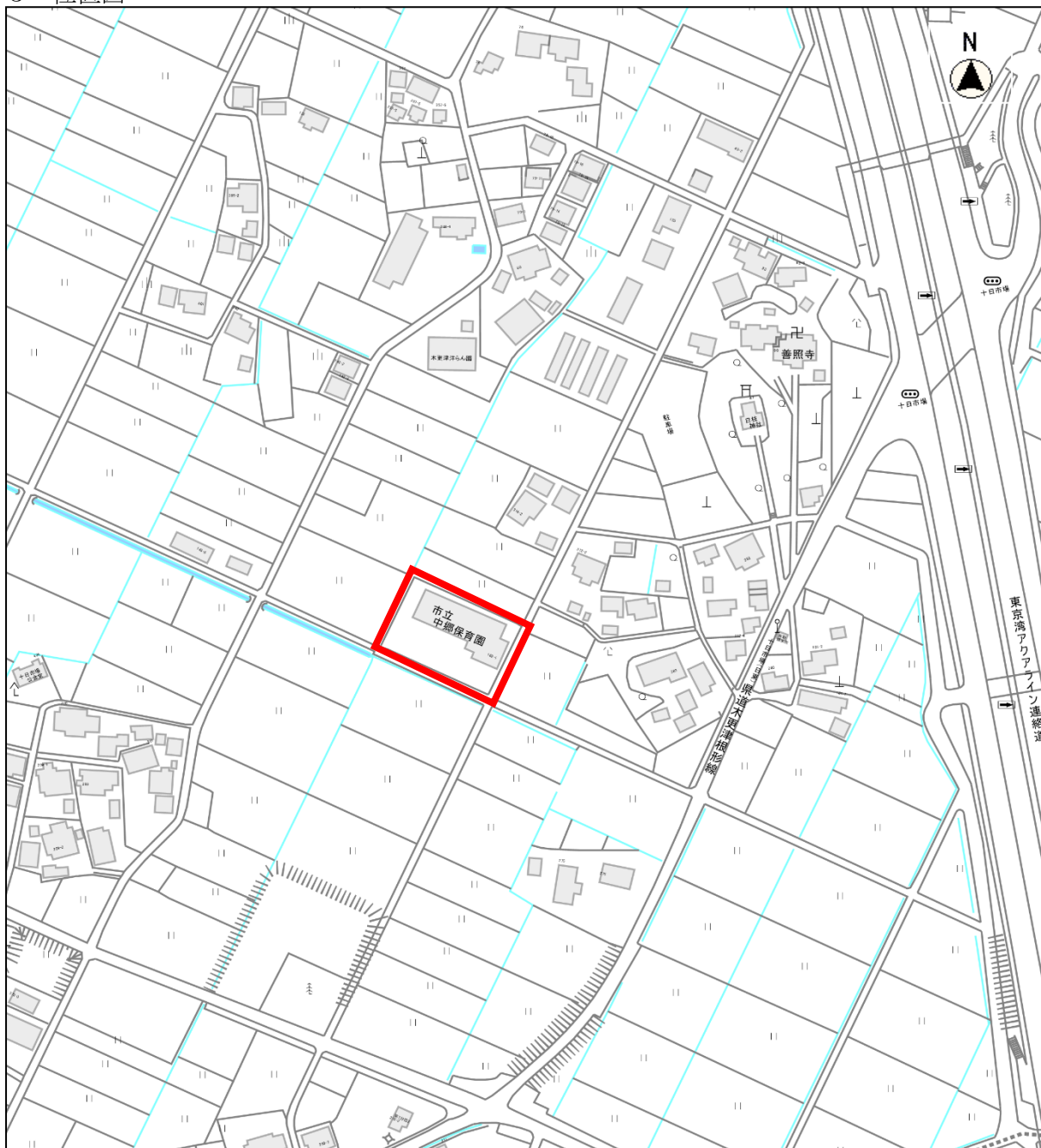
1 貸付理由

木更津市立中郷保育園の運営を公募により選定された社会福祉法人かずさ萬燈会に移管するにあたり、当該法人が多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、待機児童や地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを安定的かつ継続的に行うためには、当該土地を適正な対価よりも低額で貸し付ける必要があるため。

2 適正な貸付額

年額617,136円

3 位置図



議案第25号 貸付理由等概要

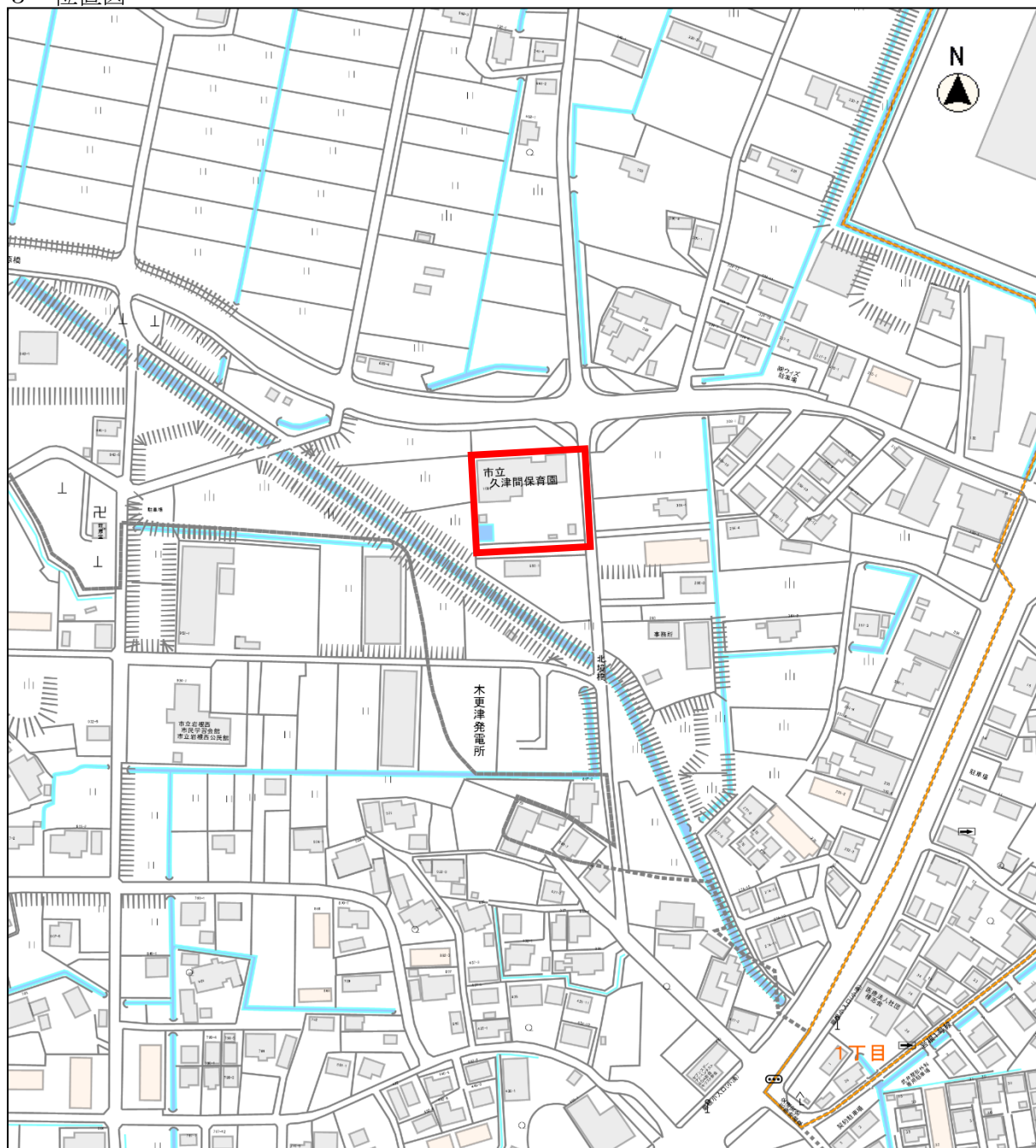
1 貸付理由

木更津市立久津間保育園の運営を公募により選定された社会福祉法人岩根福祉会に移管するにあたり、当該法人が多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、待機児童や地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを安定的かつ継続的に行うためには、当該土地を適正な対価よりも低額で貸し付ける必要があるため。

2 適正な貸付額

年額960,744円

3 位置図



議案第26号 譲渡理由等概要

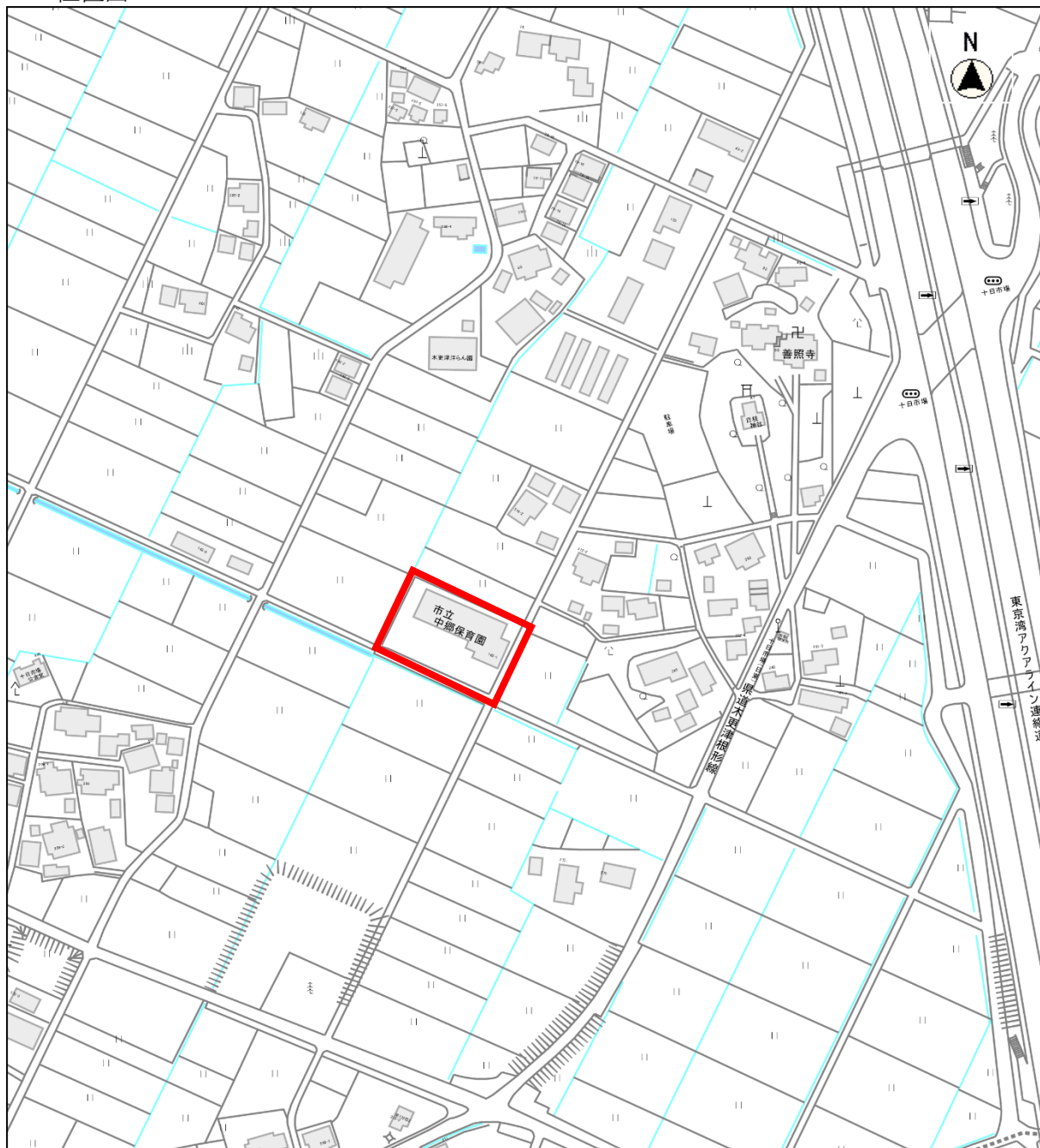
1 譲渡理由

木更津市立中郷保育園の運営を公募により選定された社会福祉法人かずさ萬燈会に移管するにあたり、当該法人が多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、待機児童や地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを安定的かつ継続的に行うためには、保育園園舎を無償で譲渡する必要があるため。

2 建物の評価額

20,869,100円

3 位置図



議案第27号 譲渡理由等概要

1 譲渡理由

木更津市立久津間保育園の運営を公募により選定された社会福祉法人岩根福祉会に移管するにあたり、当該法人が多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、待機児童や地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを安定的かつ継続的に行うためには、保育園園舎を無償で譲渡する必要があるため。

2 建物の評価額

16,096,320円

3 位置図

